

# 令和4年度全国高等学校総合体育大会 高松市実行委員会協賛取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、令和4年度全国高等学校総合体育大会の高松市（バスケットボール競技については、丸亀市及び善通寺市を含む。）で開催される競技種目別大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同する企業及び団体等（以下「企業等」という。）から、令和4年度全国高等学校総合体育大会高松市実行委員会（以下「高松市実行委員会」という。）に協賛の申し出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

## (対象及び種別)

第2条 協賛の対象とする競技種目は、新体操、バスケットボール競技、自転車競技（トラックレース）及びフェンシング競技とする。

2 協賛の種別は次のとおりとする。

- (1) 資金の提供による協賛
- (2) 物品の提供又は貸与による協賛
- (3) その他、高松市実行委員会が認めるもの

## (活用)

第3条 提供された資金（以下「協賛金」という。）については、申し出のあった競技種目別大会の事業費に充てるものとし、提供又は貸与された物品（以下「協賛物品」という。）については、申し出のあった競技種目別大会及び広報活動又は運営に関する諸物品として活用するものとする。

## (特典)

第4条 協賛を実施した企業等は、特典として、別表のとおり、協賛の内容に応じて、当該競技種目別大会プログラムに広告を掲載することができる。

2 高松市実行委員会が特に必要と認める場合は、別表の協賛金額又は協賛物品額によらず特典を与えることができる。

## (募集)

第5条 協賛の募集は、文書による依頼、掲示、訪問等により行うものとする。

2 協賛の募集期間は、令和4年4月18日から令和4年5月20日までとする。

## (申込み)

第6条 企業等が協賛を申し出る場合は、令和4年度全国高等学校総合体育大会高松市実行委員会協賛申込書（様式第1号）により申込みを行うものとする。

(決定)

第7条 高松市実行委員会は、前条に規定する申込書を受領したときは、次項の規定により協賛の可否を決定し、令和4年度全国高等学校総合体育大会高松市実行委員会協賛受諾決定通知書(様式第2号)又は令和4年度全国高等学校総合体育大会高松市実行委員会協賛不承諾決定通知書(様式第3号)により当該申込みのあった企業等に通知する。

2 高松市実行委員会は、協賛の申込みを行った企業等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該申込みを受諾しないものとする。

- (1) 公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業等と同一業種及び同一製品等を取り扱っている企業等の場合
- (2) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った又はそのおそれがあると認められる企業等の場合
- (3) 協賛を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用する又はそのおそれがあると認められる企業等の場合
- (4) 協賛の内容が、法令及び公序良俗に反する又はそのおそれがある場合
- (5) 協賛の内容が、大会の品位を傷つける又はそのおそれがある場合
- (6) その他、高松市実行委員会が不相当と認める企業等の場合

(納入)

第8条 前条に規定する協賛受諾決定通知書を受けた企業等(以下「協賛企業等」という。)は、高松市実行委員会が指定する期日までに協賛金又は協賛物品等を一括納入しなければならない。ただし、特別な理由があると高松市実行委員会が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、協賛金は原則振込払いとし、振込手数料は協賛者が負担するものとする。

3 高松市実行委員会は、協賛を受け入れたときは、令和4年度全国高等学校総合体育大会高松市実行委員会協賛受領証明書(様式第4号)を当該協賛企業等に交付するものとする。

(広告掲載)

第9条 協賛企業等は、第4条に規定する特典として、競技種目別大会プログラムに広告の掲載を希望する場合は、高松市実行委員会が指定する期日までに、競技種目別大会プログラムに掲載する広告(以下「プログラム広告」という。)の原稿を提出しなければならない。

2 協賛企業等はプログラム広告の掲載に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) プログラム広告の内容、デザイン等(以下「プログラム広告の内容等」という。)に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) プログラム広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。

- (3) プログラム広告の内容等に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
  - (4) プログラム広告に関し、第三者からの苦情若しくは被害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、協賛企業等の責任及び負担により解決するものとする。
  - (5) プログラム広告の内容等について法令等の規制がある場合は、該当法令等を遵守すること。
- 3 高松市実行委員会は、協賛企業等から原稿の提出があったときは、プログラム広告の内容等を審査し、プログラム広告の掲載の可否を決定するものとする。
- 4 高松市実行委員会は、プログラム広告の内容等が第7条第2項の規定に抵触し、又はそのおそれがあると認められる場合は、協賛企業等に対しプログラム広告の内容等の変更を求めることができる。

#### (協賛の内容変更)

- 第10条 協賛企業等が協賛内容の変更を希望する場合は、高松市実行委員会が定める日までに、令和4年度全国高等学校総合体育大会高松市実行委員会協賛変更申請書(様式第5号)を高松市実行委員会に提出しなければならない。
- 2 高松市実行委員会は、前項の規定による変更を承諾する場合は、令和4年度全国高等学校総合体育大会高松市実行委員会協賛変更承諾書(様式第6号)により、当該協賛企業等に通知するものとする。

#### (協賛の取下げ)

- 第11条 協賛企業等が自己の都合により協賛の取下げを求める場合は、高松市実行委員会が定める日までに、令和4年度全国高等学校総合体育大会高松市実行委員会協賛取下げ申請書(様式第7号)を高松市実行委員会に提出しなければならない。
- 2 高松市実行委員会は、前項の規定による取下げを承諾する場合は、令和4年度全国高等学校総合体育大会高松市実行委員会協賛取下げ承諾書(様式第8号)により、当該企業等に通知するものとする。
- 3 高松市実行委員会は、前項の規定により、協賛の取下げを承諾した場合、特典の提供を停止する。この場合、既に納入された協賛金又は提供を受けた物品等については、特段の事情がある場合を除き返還しないものとする。

#### (協賛決定の取消し)

- 第12条 高松市実行委員会は、協賛企業等が次のいずれかに該当する場合は、第7条に規定する決定を取り消すことができる。
- (1) 高松市実行委員会が指定する期日までに協賛金又は協賛物品等を納入しなかったとき。
  - (2) 高松市実行委員会が指定する期日までにプログラム広告の原稿を提出しなかった

とき。

(3) 第9条第4項に規定する掲載内容の変更の求めに応じないとき。

- 2 高松市実行委員会は、前項の規定による取消しを行ったときは、令和4年度全国高等学校総合体育大会高松市実行委員会協賛取消通知書(様式第9号)により、当該企業等に通知するものとする。
- 3 高松市実行委員会は、前項の規定により、協賛の取消しを行った場合、特典の提供を停止する。この場合、既に納入された協賛金又は提供を受けた物品等については、特段の事情がある場合を除き返還しないものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、高松市実行委員会が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月18日から施行する。
- 2 この要領は、高松市実行委員会が解散する日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

協賛特典(1競技種目当たり)

対象	協賛規模	印刷色	広告サイズ(A4判)
・新体操 ・バスケットボール競技 ・自転車競技 (トラックレース) ・フェンシング競技	10万円(相当)以上	カラー	1ページ
	6万円(相当)以上		1/2ページ
	5万円(相当)以上	モノクロ	1ページ
	2万5千円(相当)以上		1/2ページ
	1万円(相当)以上		1/4ページ
	5千円(相当)以上		企業名等

※1 物品の提供又は貸与による協賛については、販売・貸与価格、数量等を参考に金額を積算するものとし、金銭の積算が困難である協賛については、別途協議するものとする。

※2 自転車競技の競技種目別大会プログラムは、トラックレース(高松市実行委員会)とロードレース(綾川町実行委員会)を併せて、一冊の競技種目別大会プログラムとする。